

令和8年度から本格実施開始!!

こども誰でも通園制度開始! 利用者募集中!

こども誰でも通園制度は、全ての子育て家庭に対して、ライフスタイルに関わらず支援をするため、就労要件を問わず利用できる通園制度です。市では令和7年度から試行的事業を実施しています。令和8年度の本格実施にあわせ、実施施設を拡充し、新規受付を開始します。

- ▶ **利用対象** 生後6カ月～満3歳未満の市内在住の児童
保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所等に通園していない児童
- ▶ **利用時間** こども一人につき 月10時間まで
- ▶ **利用料** 1時間あたり300円
※非課税世帯等の減免あり
- ▶ **利用期間** 利用認定日または生後6カ月から
保育所等に入園した前日または満3歳の誕生日の前々日まで

実施施設	おひさまにこにこ園 住所:真栄原2-19-25 連絡先:943-0485	しのめおはな園 住所:新城2-43-1 連絡先:893-3806	大謝名小規模保育園 令和8年 4月開所予定
開所日等	月曜日～金曜日 (祝日、慰霊の日、年末年始を除く) 9:00～12:00 13:30～16:30	火曜日～金曜日 (祝日、慰霊の日、年末年始を除く) 9:00～16:00	月曜日～金曜日 (祝日、慰霊の日、年末年始を除く) 8:30～16:30
定員	0歳:3人 1歳:3人 2歳:3人	0歳:1人 1歳:1人 2歳:1人	0歳:2人 1歳:2人 2歳:2人

★利用までの手続きの流れ

- ① 利用希望者は、市電子申請フォームより利用認定申請をします。
- ② 市が要件などを審査し、後日、利用認定通知書と(※1)システム利用アカウントを発行(メール送付)します。
※申請から利用認定まで14日程度かかります。
- ③ 上記アカウントを利用し、システムにて実施施設へ面談の申込みをします。
- ④ 面談を受けた後、利用日や一日の利用時間などを予約し利用開始となります。
(※1) 予約等は、国の運営する「こども誰でも通園制度総合支援システム」を利用します。

問 保育こども園課 ☎893-4504



▲宜野湾市 HP

※最新の情報・詳細は市ホームページで確認をお願いします。
申請・利用手続きは電子(インターネット)での手続きとなります。

農水産事業者物価高騰対策支援助成金について

物価高騰により農業生産活動、漁業活動に必要な様々な資材高騰の影響を受けている市内農水産事業者へ、経費負担の軽減を図るため助成金を交付します。

▶ 交付対象者

- ① 令和7年4月1日時点かつ申請日時点において、本市に住所を有する事業者
- ② 令和6年中の農業又は漁業若しくは水産養殖業による事業収入の30%(以下「資材高騰対象経費」という。)が5万円以上ある事業者
※令和7年から事業を開始した事業者については、令和7年中の事業収入を用います。
- ③ 事業継続の意思がある事業者

▶ 申請受付期間

令和8年2/2(月)から5/29(金)まで
※郵送での受付は、当日消印有効。

▶ 申請書の入手方法

- 宜野湾市ホームページ
- 宜野湾市産業政策課(宜野湾市役所別館2F)
- JAおきなわ宜野湾支店 経済課(我如古在)
- 浦添宜野湾漁業協同組合(牧港漁港敷地内)

問 産業政策課 農林水産係 ☎893-4464

▶ 助成金の額

- 助成金の交付額は、資材高騰対象経費額により、4段階とします。
- (1) 資材高騰対象経費額が5万円以上100万円未満の者 5万円
 - (2) 資材高騰対象経費額が100万円以上200万円未満の者 10万円
 - (3) 資材高騰対象経費額が200万円以上400万円未満の者 15万円
 - (4) 資材高騰対象経費額が400万円以上の者 20万円

【計算例】

令和6年中の事業収入が200万円の場合
・200万円×30%=60万円(資材高騰対象経費額)
助成金額5万円



▲詳しくは
二次元コード
をチェック